

令和 7 年 4 月 28 日
市民局市民協働推進課

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」の一部改正に関する意見公募の結果等について

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」の一部改正について、令和 7 年 2 月 27 日から令和 7 年 3 月 28 日まで意見公募を行いました。

その結果、ご意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の資料を基に、「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」について、関係機関と調整を行い、一部改正を行いました。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。